

## 介護サービス情報の公表制度における報告等の対象外届

令和 年 月 日

知事 殿

住 所  
 開設者(所在地)  
 氏 名  
 (名称及び代表者氏名)  
 電話番号

次のとおり介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき、規則第140条の44に規定する介護サービスの情報の公表の対象外となる(□特定福祉用具販売事業所・□特定介護予防福祉用具販売事業所)として届け出ます。

介護保険事業所番号									
公表の対象外として届け出る 特定福祉用具販売事業所	名 称								
	-----								
	所在地								
指定をうけた年月日									
該当期間内に販売の対価として支払いを受けた額(単位:円)									

介護保険事業所番号									
公表の対象外として届け出る 特定介護予防福祉用具販売事業所	名 称								
	-----								
	所在地								
指定をうけた年月日									
該当期間内に販売の対価として支払いを受けた額(単位:円)									

(留意点)

・特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売の指定を併せて受けている事業所については、いずれも販売の対価として支払いを受けた額が100万円以下の場合、公表の対象外となることから、各々必要な事項を記載すること。